

大分県総合評価落札方式 技術提案等の不履行の措置について

第1 技術資料の担保

総合評価落札方式の実施にあたっては、技術提案等が契約内容となるため、これらが履行出来ない場合若しくは履行不可能と判断される場合等の措置をあらかじめ明確にするもの。

第2 履行対象

受注者は、評価を受けた技術提案等について履行義務があり、施工計画書にその内容を記載し、適切に履行しなければならない。また、評価を受けていない技術提案等についても、仕様書等により実施が必要な項目は確実に施工するものとする。

※総合評価落札方式の技術提案等において履行対象となる項目は、評価された項目がすべて対象となる（施工計画における技術提案だけでなく、配置予定技術者や県内企業の活用等のすべての項目が対象）。

第3 低入札価格調査時における措置

低入札価格調査において、評価を受けた技術提案等に虚偽や履行不可能と判断された項目がある場合について、その技術提案等により落札決定に影響がある場合は不適格と判断して、次順位者を調査対象者とする。

ただし、その技術提案等により落札決定に影響がない場合は、工事成績評定点の減点の措置を行うとしたうえで、低入札価格調査を継続するものとする。

第4 条件変更等

- 1 現場条件の変更等により、技術提案等の履行が困難となった場合は、すみやかに書面に監督員に協議を行い、その協議の結果、受注者の責によらない現場条件の変更等により履行が出来ないと判断された場合は、履行対象外とする。
- 2 受注者の責によらない事由による工期延長に伴う延長期間中における技術提案等については、履行義務を果たしている場合に限り、受発注者間の協議により、実施しないことができる。
- 3 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の真にやむを得ない場合により主任（監理）技術者の交代を行う場合、評価基準表の「配置予定技術者の能力」の加算点の合計と同等以上の評価となる技術者を配置しなければならない。

第5 技術提案等の不履行の措置

- 1 監督員は不履行が判明した時点で、すみやかに是正指導（書面）を行い、再度履行を促すこととし、是正指導（書面）を行っただけでも履行されない場合、又は再度の履行が困難な場合は、発注者は「口頭注意」、「文書注意」を行っただけで工事成績評定点の減点の措置を行うものとする。

2 第4の3において、死亡、傷病又は被災による交代の場合は、上記1の措置を行わない。

なお、工事の完了までの間は、途中交代した主任（監理）技術者は他の工事に配置することはできないものとする。

3 不履行となった技術提案等による加算点が落札決定に影響を及ぼす場合は、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づき処分を決定する。（第4の3の主任（監理）技術者の交代を行う場合を除く。）

4 技術提案等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合や工事目的物等への影響が大きい場合は、別途措置を検討のうえ指名停止措置を行うことがある。